

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成20年7月7日

**【事業年度】** 第35期（自平成18年5月21日至平成19年5月20日）

**【会社名】** ビズネット株式会社

**【英訳名】** Biznet Corporation

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 野末 正博

**【本店の所在の場所】** 東京都港区麻布台一丁目11番9号

**【電話番号】** 03（5860）1000

**【事務連絡者氏名】** 企画部長 能城 智之

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区麻布台一丁目11番9号

**【電話番号】** 03（5860）1000

**【事務連絡者氏名】** 企画部長 能城 智之

**【縦覧に供する場所】** 株式会社ジャスダック証券取引所  
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年8月10日に提出いたしました第35期（自平成18年5月21日 至平成19年5月20日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

(訂正前)

当社は、企業価値の持続的向上を図るとともに、株主の皆様に対し積極的に利益を還元していくことを経営上の重要課題の一つと認識しております。

このような観点に立って、今後の配当等につきましては、安定性・継続性に配慮しつつ、業績や配当性向等を総合的に判断のうえ実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は中間配当、期末配当ともに取締役会であります。

なお、当期につきましては、当社定款第48条の定めにより、平成19年7月11日開催の当社取締役会におきまして、期末配当を次のとおり決議いたしました。

(注)基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成19年7月11日 取締役会決議	44,390	2

(訂正後)

当社は、企業価値の持続的向上を図るとともに、株主の皆様に対し積極的に利益を還元していくことを経営上の重要課題の一つと認識しております。

このような観点に立って、今後の配当等につきましては、安定性・継続性に配慮しつつ、業績や配当性向等を総合的に判断のうえ実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は中間配当、期末配当ともに取締役会であります。

なお、当期につきましては、当社定款第48条の定めにより、平成19年7月11日開催の当社取締役会におきまして、期末配当を次のとおり決議いたしました。

また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(注)基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成19年7月11日 取締役会決議	44,390	2

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)、(3)～(5)省略 (6)、(7)、(8)、(9)記載なし

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

### 取締役会

当社の取締役会は、迅速な経営判断が行えるよう、取締役の員数を少数に抑え、現在6名(うち2名は社外取締役)で構成し、定例取締役会を毎月1回開催しております。

### 監査役制度

当社は監査役制度を採用しております。監査役は常勤監査役1名、非常勤監査役2名(いずれも社外監査役)の3名で構成されており、取締役の職務執行を監督しております。また、毎月1回開催しております定例取締役会や臨時取締役会に出席し、適切な経営判断がなされているかどうかについて牽制がなされております。

### 弁護士・監査法人等

当社は、企業経営及び日常業務に関して法律事務所に助言と指導を適宜受けられる体制を設け、法務リスク管理体制の強化に努めております。また、あずさ監査法人と監査契約を結んでおります。

### コンプライアンス体制

当社は、経営の透明性・公平性を高めていく観点から、内部監査室の機能を増強し3名体制としております。内部監査を適宜実施していくことで業務執行の妥当性、効率性を幅広く検証し、経営に関する助言・提言を行う体制となっております。

会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的關係又は取引関係その他利害關係の概要

社外取締役及び社外監査役と当社とは一切の人的關係、資本關係または取引關係はありません。

株主總會決議事項と取締役会で決議することができる事項

当社は利益状況をみながら適時・迅速に配当を実施することが最適と考え、取締役会決議により配当ができる旨定款に定めております。

(訂正後)

(1)、(3)～(5)省略

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

### 取締役会

当社の取締役会は、迅速な経営判断が行えるよう、取締役の員数を少数に抑え、現在6名(うち2名は社外取締役)で構成し、定例取締役会を毎月1回開催しております。

### 監査役制度

当社は監査役制度を採用しております。監査役は常勤監査役1名、非常勤監査役2名(いずれも社外監査役)の3名で構成されており、取締役の職務執行を監督しております。また、毎月1回開催しております定例取締役会や臨時取締役会に出席し、適切な経営判断がなされているかどうか

かについて牽制がなされております。

弁護士・監査法人等

当社は、企業経営及び日常業務に関して法律事務所に助言と指導を適宜受けられる体制を設け、法務リスク管理体制の強化に努めております。また、あずさ監査法人と監査契約を結んでおります。

コンプライアンス体制

当社は、経営の透明性・公平性を高めていく観点から、内部監査室の機能を増強し3名体制としております。内部監査を適宜実施していくことで業務執行の妥当性、効率性を幅広く検証し、経営に関する助言・提言を行う体制となっております。

会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的關係又は取引關係その他利害關係の概要

社外取締役及び社外監査役と当社とは一切の人的關係、資本關係または取引關係はありません。

株主総会決議事項と取締役会で決議することができる事項

当社は利益状況をみながら適時・迅速に配当を実施することが最適と考え、取締役会決議により中間配当及び期末配当ができる旨定款に定めております。

また、当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

これは、機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

#### (6) 責任免除および責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる旨を定款に定めております。

これは取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするためのものであります。

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項に規定する損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

これは監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするためのものであります。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。締結した責任限定契約の概要は次のとおりです。

社外取締役および社外監査役の責任限定契約

社外取締役および社外監査役は、その職務を行うにつき、善意かつ重過失なく会社法第423条第1項に違反し、当社に対して損害を与えたときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ当社が定めた額と次の各号の金額の合計額のいずれか高い額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度とする。

a) 社外取締役および社外監査役が、その在職中に当社から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額として法務省令（会社法施行規則第113条）で定める方法により算定される額に2を乗じて得た額

b) 社外取締役および社外監査役が、当社の新株予約権（会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る）を引き受けた場合における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として法務省令（会社法施行規則第114条）で定める方法により算定される額

(7) 取締役の定数

当社の取締役は9名以内とする旨定款に定めております。

(8) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。